

入間市と近隣3市の税率等と税額の比較

1 平成25年度の税率等

		入間市	所沢市	飯能市	狭山市
所得割	医療給付分	5.5%	6.5%	6.6%	5.5%
	後期高齢者支援金等分	1.5%	2.6%	2.3%	2.5%
	介護納付金分	0.8%	0.97%	1.5%	1.2%
資産割		40%	30%	20%	34%
均等割	医療給付分	8,000円	9,000円	13,000円	8,000円
	後期高齢者支援金等分	3,000円	11,000円	8,000円	6,000円
	介護納付金分	10,000円	6,700円	13,000円	8,000円
平等割		12,000円	17,000円	10,000円	14,000円
賦課限度額	医療給付分	51万円	50万円	51万円	44万円
	後期高齢者支援金等分	14万円	12万円	14万円	12万円
	介護納付金分	12万円	9万円	12万円	9万円

※ 介護納付金分は、40歳以上65歳未満の方に課税されます。

2 主な世帯収入による税額の比較

【例1】世帯主67歳(年金収入180万円/年)、妻66歳(年金収入66万円/年)

	入間市	所沢市	飯能市	狭山市
固定資産税なし	52,800円	81,500円	76,000円	63,500円
固定資産税10万円/年	92,800円	111,500円	96,000円	97,500円

【例2】世帯主50歳(営業所得300万円/年)、妻50歳(所得なし)、子17歳(高校生)

	入間市	所沢市	飯能市	狭山市
固定資産税なし	273,100円	359,100円	376,600円	317,500円
固定資産税10万円/年	313,100円	389,100円	396,600円	351,500円

【例3】世帯主40歳(給与収入400万円/年)、妻35歳(パート収入60万円/年)、子10歳、子8歳

	入間市	所沢市	飯能市	狭山市
固定資産税なし	247,600円	338,200円	349,100円	292,200円
固定資産税10万円/年	287,600円	368,200円	369,100円	326,200円

第 2 次埼玉県市町村国保広域化等支援方針における 国保税賦課方式 2 方式化への移行趣旨

1 市町村の意向

平成 18 年 6 月、県、市町村、国保連合会をはじめとする関係者が、県単位を軸とした国保の再編を視野に入れた協議を行うため「国保の広域化に関する研究会」を設置。

研究会が知事に提出した報告書において、保険税については、その平準化を図るため、賦課方式を所得割と均等割の 2 方式とすることが適当とされた。

2 広域化に向け賦課方式の統一が必要

広域化に当たり、賦課については県内どこに住んでいても「同じ所得なら同じ保険税」を目指すものであり、そのために、賦課方式を統一する必要がある。

そのため統一方式として 2 方式化への移行を掲げ、市町村の取組の方向を示すものである。

3 医療分を除く後期高齢者支援金及び介護納付金の賦課は 2 方式

本県においては、医療分を除く後期高齢者支援金及び介護納付金については、全ての市町村で 2 方式により賦課を行っている。医療分を 2 方式化することで、わかりやすい賦課算定となる。

4 被保険者の 45% が 2 方式賦課

平成 25 年度現在、2 方式を採用しているのは 12 市町にとどまるが、被保険者数ベース（平成 25 年 3 月末）で見ると 45% の割合となっており年々増加傾向である。

5 資産割と平等割（世帯割）の特徴

資産割のデメリットとして固定資産税との重課であるとの見方もあり、また、資産把握の困難性という根本的課題も含んでいる。

また、国保世帯人員が 1.75 人（平成 24 年度速報値）となっており、単身者世帯が増える中、これらの世帯により負担のかかる平等割を廃止することで世帯間の不平等が緩和される。